

認証の詳細

＜家庭用自転車エルゴメータ＞

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
 - 表 1 : 製造設備基準
 - 表 2 : 検査設備基準
 - 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
 - 表 4 : 型式確認申請手数料
 - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
 - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
 - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
 - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
 - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合
 - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
 - 表 11 : ロット認証の申請手数料
 - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	1. 適切にシャフトが製造できること。 ただし、適切にシャフトの製造ができると認められる者に外注する場合には当該設備を要しない。
2. 曲げ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	2. 適切にヘッドが製造できること。 ただし、適切にヘッドの製造ができると認められる者に外注する場合には当該設備を要しない。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	3. 適切に部品・部材が製造できること。 ただし、適切に部品・部材の製造ができると認められる者に外注する場合には当該設備を要しない。
4. プレス加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	4. 適切に組立ができること。
5. 成形加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	
6. 研磨加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	
7. 防せい処理加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	
8. 組立設備 ただし、切断加工設備、曲げ加工設備、穴あけ加工設備、プレス加工設備、成形加工設備、研磨加工設備及び防せい処理加工設備により製造される部品の製造技術の状況により、製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、	

当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 開口部の寸法測定試験設備	1. 基準 1. (6)に規定する項目を適切に確認できる栓ゲージを備えていること。
2. 可動部の挟み込み性確認設備	2. 基準 1. (7)に規定する直径 9mm、70mm の試験用口ッドを備えていること。
3. 寸法測定試験設備	3. 基準 1. に規定する項目を適切に確認できる金属製直尺又はこれと同等以上の精度を有するものを備えていること。
4. ペダル部の耐荷重試験設備	4. 一方のペダルを固定し、もう一方のペダル面上に 1,500N の荷重を 15 秒間加えることができる設備、ペダル面の 70%以上を覆うことができるあて板を備えていること。
5. サドル部の耐荷重試験設備	5. サドル上に 750N 及び 1500N の荷重を静かに加えていき、1 分間保持できる設備、サドル全面を覆うあて板及び変形量測定設備（ハイトゲージ又は同等以上の性能を有するもの）を備えていること。
6. サドルの保持試験設備	6. サドル上の試験位置を決定するための寸法測定設備（金属製直尺又は同等以上の性能を有するもの）、基準確認方法 2. (3) 図 9 に示す圧子、並びにサドル面上の試験位置に鉛直に 650N の荷重を 1 分間及び 250N の荷重を側面から負荷することができる設備を備えていること。
7. ハンドル部の回転試験設備	7. 試験中製品が移動しないよう固定でき、ハンドルグリップ位置に 200N 及び 300N の荷重を 10 秒間加えることができる設備、並びに長さ 100mm の保持具を備えていること。
8. ハンドルポスト部の保持試験設備	8. 試験中製品が移動しないよう固定でき、ハンドル部に 500N の圧縮及び引張荷重を 1 分間加えることができる設備を備えていること。

<p>9. 可動ハンドル部の強度試験設備(当該試験を要する場合に限る。)</p> <p>10. 表面温度測定試験設備</p> <p>11. 安定性試験設備</p> <p>12. 動作電圧測定試験設備(当該試験を要する場合に限る。)</p> <p>13. 漏れ電流測定試験設備(当該試験を要する場合に限る。)</p> <p>14. 絶縁抵抗測定試験設備(当該試験を要する場合に限る。)</p> <p>15. 絶縁耐力試験設備(当該試験を要する場合に限る。)</p> <p>ただし、ペダル部の耐荷重試験、サドル部の耐荷重試験、サドルの保持試験、ハンドル部の回転試験、ハンドルポスト部の保持試験、可動ハンドル部の強度試験、表面温度測定試験、安定性試験、動作電圧測定試験、漏れ電流測定試験、絶縁抵抗測定試験及び絶縁耐力試験を実施できると一般財団法人製品安全協会に認められた者に定期的又は必要に応じて試験を依頼している</p>	<p>9. 試験中製品が移動しないよう固定でき、ハンドル部前後方向に 400N の水平力を 1 分間加えることができる設備を備えていること。</p> <p>10. 基準 3. に規定される試験を行うことができる設備を備えていること。</p> <p>11. サドル上面の 90 以上を覆うあて板を介して積載できる 30 kg の重錘、及びサドルポスト最上部を前後左右方向に 70N 又は 100N の水平力を静かに負荷できる設備を備えていること。</p> <p>12. 精度が 0.5 級以上の電圧計設備を備えていること。</p> <p>13. 精度が 0.5 級以上の電圧計を 1kΩ の抵抗を介して使用する設備を備えていること。</p> <p>14. 精度が 1.5 級以上の内臓式絶縁抵抗試験設備、又は内臓式でない場合は精度が 0.5 級以上の構成設備を備えていること。</p> <p>15. 精度が 1.5 級以上の内臓式絶縁耐圧試験設備、又は内臓式でない場合は精度が 0.5 級以上の構成設備を備えていること。</p>
--	---

場合には当該設備を備えることを要しない。	
----------------------	--

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
負荷方式	(1) 電動式（商用電源を用いるもの） (2) 機械式 (3) その他

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。 ・ 表面温度試験に関する費用は含まれておりません。 申請時に以下検査機関の成績書等を添付ください。 「表面温度試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。 昆山産品安全検験所 中国江蘇省昆山葦城南路 1699 号 (Zip code : 215301) TEL. 0512-57379763/50351819 FAX. 0512-57372425 E-mail : jsbtc@163.com 	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ・ 電動式のもの 103,400 円(税抜 94,000 円) ・ 機械式のもの 75,900 円(税抜 69,000 円) ・ その他のもの 要相談 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	1台/型式 試料を送付する際 は、メモ添付等分 かるようにしてく ださい。


表 6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より5年間

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 22mm×22mm です。 交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
自社表示方式 ※自社表示する 場合は、製品 安全協会に事 前の記載情報	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の表面又は裏面に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p>

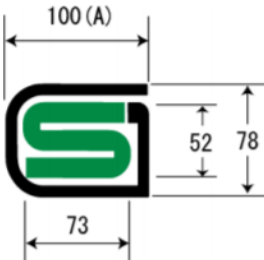
<p>登録が必要となります</p>	<div style="text-align: center;">  <p>図 2 自社表示</p> </div> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm以上30.0mm以下です。</p> <p>色彩：二色又は単色とする。</p> <p>※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。</p> <p>手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>
-------------------	--

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
 SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	55 円/台 (税抜 50 円/台) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 5 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221 <東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549
------	--

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先										
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電動式のもの 103,400 円（税抜 94,000 円） ・ 機械式のもの 75,900 円（税抜 69,000 円） ・ その他のもの 要相談 <p>・ 表面温度試験に関する費用は含まれておりません。 申請時に以下検査機関の成績書等を添付ください。 「表面温度試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。</p> <p>昆山産品安全検査所 中国江蘇省昆山葦城南路 1699 号 (Zip code : 215301) TEL. 0512-57379763/50351819 FAX. 0512-57372425 E-mail : jsbtc@163.com</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 55 円/台（税抜 50 円/台）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650 以下</td> <td>16,500 円（税抜 15,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651~1,600</td> <td>27,500 円（税抜 25,000 円）</td> </tr> <tr> <td>1,601~4,000</td> <td>38,500 円（税抜 35,000 円）</td> </tr> <tr> <td>4,000~10,000</td> <td>49,500 円（税抜 45,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	650 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）	651~1,600	27,500 円（税抜 25,000 円）	1,601~4,000	38,500 円（税抜 35,000 円）	4,000~10,000	49,500 円（税抜 45,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料											
650 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）											
651~1,600	27,500 円（税抜 25,000 円）											
1,601~4,000	38,500 円（税抜 35,000 円）											
4,000~10,000	49,500 円（税抜 45,000 円）											

・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。</p> <div data-bbox="778 495 1075 792" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="767 804 1091 837">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります</p>	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の表面又は裏面に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="810 1115 1082 1379" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="831 1402 1027 1435">図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上 30.0mm 以下です。</p> <p>色彩 : 二色又は単色とする。</p> <p>※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更